

災害による市税の減免について

台風等により被災された方々には、納期が来ていない分の各種市税の軽減または免除等がありますので、遠慮なくご相談ください。

○市県民税・国民健康保険税

自己所有（配偶者及び扶養親族を含む）の住宅や家財の損害が10分の3以上で、そのほか一定の要件を満たす方について適用されます。また、翌年度の申告において、雑損控除の対象となる場合があります。

○固定資産税

所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）に使用するうえでの支障が生じ、それぞれの資産の被害規模が10分の2以上である場合に適用されます。

【適用される例】

- ①土砂の流失・地すべり等により、田・畑・山に被害を受けた。
- ②風雨・倒木等により、居宅や倉庫の屋根・外壁等に被害を受け、雨漏り・吹き込み等により日常生活に支障が生じている。
- ③償却資産として課税されている機材・看板等が使用不能になった。

【適用されない例】

- ①瓦や雨戸が風雨によって飛ばされたり、飛んできた瓦や木の枝で窓ガラスが割れたが、日常生活に支障のない程度の被害。
- ②課税されていない償却資産等への被害。

また、軽減及び免除の対象にならない家屋を取り壊された方も、来年度の固定資産税から抹消する作業を行うため、固定資産税係までご連絡ください。

○減免申請の手続きに関する注意事項

市税の減免を受けられる方は、災害の発生年月日、損害の程度、損害の金額等の必要事項を記載した減免申請書（税務課にあります）に、り災証明・前年度の所得証明書を添付の上、災害発生後60日以内に税務課まで提出してください。

また、申請の際に必要な「り災証明」につきましては、火災以外の災害については総務課交通防災係にて発行しています。（火災についての「り災証明」は消防署にて発行）

なお、建物損害保険等の対象の被害であっても、必ずしも税金の軽減及び免除が適用されるとは限りませんのでご注意ください。

◎問合せ 代表 72-1111

- り災証明について 総務課交通防災係（内線214）
- 減免申請について 税務課課税係（内線154・155）
- 固定資産税係（内線156・157）



熱く燃えた2日間



さつま黒潮
きばらん海
枕崎港まつり
航海の安全 大漁
商売繁盛 五穀豊穰
地場産業の振興

—きばらん海スナップ



「ライブが行われ、市内外から参加したバンドがまつりを盛り上げてくれました。特に最後を飾った枕崎のバンド「ARTS」の演奏の時には、通りが観客で埋まるほどの盛り上がりを見せました。ファイナレは1万発の大花火大会で、市内内外の観客で賑わいました。また、ゆつたりと花火を観賞できる「棧敷席」では舞われた方が利用され、振舞われたつけあげやビール、「はまらん会」からの黒豚料理に舌鼓を打ちながら、花火を堪能していました。

初日は蛸子神社で神事が執り行われ、大漁旗を掲げた漁船団による勇壮な港内パレードでスタート。夜に入ると、歩行者天国になった海岸通りで、近年で最も多い41団体、2,700人余りの踊り連がそろいの着物を、法被姿で枕崎音頭などを威勢よく踊りました。2日目は市街地でみこし行列があり、大漁みこしをはじめ、公民館や各種団体のみこし41基が繰り出しました。ステージでは、恒例となったサマ

豊漁、航海安全、五穀豊穰、地場産業振興を祈念する枕崎市最大の夏祭り「さつま黒潮きばらん海枕崎港まつり」が8月6、7日、枕崎漁港や市街地で盛大に繰り広げられました。



★サマーライブに出演した静岡のバンド「サレレトオバー」南谷吉光さん(新町出身)



★踊り連の中で「キリ」と光ったミスター鯉魚 竹迫風太さん
ミス浴衣 谷上代志子さん



★総踊り優勝の吉妻流藤波会